

利 用 に 当 た つ て

I 「経済構造実態調査」について

1 調査の目的

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的として毎年（経済センサス-活動調査の実施年を除く）実施している。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3 調査日

令和4年6月1日

4 調査対象

(1) 産業横断調査

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる産業に属する全国の企業を調査対象の範囲としている。ただし、次に掲げる企業を除く。

①「大分類A-農業、林業」に属する個人経営の企業

②「大分類B-漁業」に属する個人経営の企業

③「大分類N-生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「小分類792-家事サービス業」に属する企業

④「大分類R-サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93-政治・経済・文化団体」、「中分類94-宗教」及び「中分類96-外国公務」に属する企業

⑤「大分類S-公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

このうち、個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を調査対象としている。

(2) 製造業事業所調査

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる「大分類E-製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲としている。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計している。

II 「令和3年 山口県の工業」について

1 集計の内容

(1) 「令和3年 山口県の工業」（以下、「本書」という。）は、総務省・経済産業省「2022年経済構造実態調査」の製造業事業所調査（以下、「製造業事業所調査」という。）の確報結果の調査票情報を山口県が独自集計したものである。

(2) 本書は、日本標準産業分類「大分類E-製造業」に属する事業所について、製造業事業所調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造業の事業所について集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(3) 本書での表示年次、各年次に実施した統計調査名、それぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおりである。

調査結果のうち、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、本書での表示年次における1年間の数値である。また、事業所数、従業者数については、本書での表示年次の翌年6月1日現在の数値である。

本書での表示年次	統計調査名	経理外項目 (事業所数、従業者数)	経理項目 (製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額)
		調査時点	調査期間
平成27年	平成28年(2016年)経済センサス活動調査	平成28年6月1日現在	平成27年1月～12月
令和2年	令和3年(2021年)経済センサス活動調査	令和3年6月1日現在	令和2年1月～12月
令和3年	2022年経済構造実態調査	令和4年6月1日現在	令和3年1月～12月

(4) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で集計している。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf

- ① ガイドライン中では在庫について補正処理の対象外とされており、本書では補正処理を行っていない。なお、「平成27年」の調査結果は当時の消費税率(8%)であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。
- ② ガイドライン中では輸出額の算定における転売品は直接輸出「無」とされている。

(5) 「令和3年経済センサス活動調査」では、調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行っている。

このため、従来の調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。

2 主な項目の説明

(1) 事業所数

事業所数は、令和4年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

従業者数は、令和4年6月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(以下の「⑦出向・派遣受入者」)を含む。一方、他の会社など別経営の事業所へ出向又は派遣している人(以下の「⑥送出者」)、「⑤臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))」を含まない。

(注意) 本書でいう従業者に関する算式は以下のとおり

$$\text{従業者数} = \text{①有給役員} + \text{②常用雇用者} + \text{③無期雇用者} + \text{④有期雇用者(1か月以上)} \\ - \text{⑥送出者} + \text{⑦出向・派遣受入者}$$

① 有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

② 常用雇用者

以下、「③無期雇用者」及び「④有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

③ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

④ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

⑤ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑥ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑦ 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 現金給与総額

現金給与総額は、令和3年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

原材料使用額等は、令和3年1年間における以下の①から⑥の合計であり、消費税額を含んだ額である。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。

⑥ 転売した商品の仕入額

令和3年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

令和3年1年間における以下の①から③の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、令和3年中にその事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和3年中に返品されたものを除く）

エ 製造工程からでたくず・廃物の出荷額

② 加工賃収入額

令和3年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額

上記①、②以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものである。原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

令和3年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額及び減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(8) 事業所敷地面積（従業者30人以上の事業所）

令和4年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(9) 水源別用水量（従業者30人以上の事業所）※回収水及び海水を除く

淡水・水源別用水量

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、令和3年1年間に使用した工業用水の総量を令和3年の操業日数で割ったものをいう。

① 公共水道

県又は市町によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のこと、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。

② 井戸水

浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

③ その他の淡水

「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

3 主な集計の算式

$$(1) \text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

$$(2) \text{附加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税※1} + \text{推計消費税額※2}) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{有形固定資産減価償却額}$$

(3) 粗付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税※1} + \text{推計消費税額※2}) \\ - \text{原材料使用額等}$$

※1 「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、平成29年工業統計調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査が廃止されたため、出荷数量等から推計された値を用いている。

※2 推計消費税額は、推計されたものを用いており、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資が控除されている。

- (4) 付加価値率 = $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (5) 原材料率 = $\frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (6) 現金給与率 = $\frac{\text{現 金 約 与 総 額}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$
- (7) 労働分配率 = $\frac{\text{現 金 約 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100$
- (8) 1事業所当たり出荷額等
= $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})}{\text{事 業 所 数}}$
- (9) 1事業所当たり付加価値額
= $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{事 業 所 数}}$
- (10) 従業者1人当たり出荷額等
= $\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})}{\text{従 業 者 数}}$
- (11) 従業者1人当たり付加価値額
= $\frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{従 業 者 数}}$
- (12) 従業者1人当たり現金給与総額
= $\frac{\text{現 金 約 与 総 額}}{\text{従 業 者 数}}$
- (13) 有形固定資産年末現在高
= 有形固定資産年初現在高 + 有形固定資産取得額
- 有形固定資産除却・売却による減少額 - 有形固定資産減価償却額
- (14) 有形固定資産投資総額
= 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減額 (増加額 - 減少額)
- (15) 在庫投資総額
= (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
+ (原材料及び燃料年末在庫額 - 原材料及び燃料年初在庫額)
- (16) 在庫増減 = (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

4 記号

- 「***」 … 皆無又は該当数値なし
- 「0」 … 端数四捨五入のため単位未満 (「0.0」についても同じ)
- 「△」 … マイナスの数値 (調査結果の概要)
- 「x」 … 集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引で判明する箇所は、併せて「x」としている。

5 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については、次のとおりである。

本書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

- 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

- 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（钢管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（钢管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「钢管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜钢管製造業」、「伸線業」及び「他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

(3) 表、グラフなどで用いる産業中分類の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食 料	○21 窯業・土石製品製造業	窯 業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料	○22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	繊 維	○23 非鉄金属製造業	非 鉄
○12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木 材	○24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	●25 はん用機械器具製造業	はん用機械
○14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ	●26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印 刷	●27 業務用機械器具製造業	業務用機械
○16 化学工業	化 学	●28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス
○17 石油製品・石炭製品製造業	石 油	●29 電気機械器具製造業	電 気
○18 プラスチック製品製造業	プラスチック	●30 情報通信機械器具製造業	情報通信
○19 ゴム製品製造業	ゴ ム	●31 輸送用機械器具製造業	輸 送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	その他工業

(注) 産業類型については、○印は基礎素材型産業、●印は加工組立型産業、それ以外は生活関連・その他型産業を示す。

(4) プラスチック製で、下表の製造品については、「中分類18 プラスチック製品製造業」ではなく、用途によってそれぞれ下表の番号により分類される。

製造品名	分類番号	製造品名	分類番号
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋（合成皮革）	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
人造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歎	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

6 その他

- (1) 本書の数値は、県集計の結果に基づくもので、総務省及び経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (2) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

7 本書についてのお問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県総合企画部統計分析課商工労働統計班

電話（直通） 083-933-2654

FAX 083-933-2669

E-mail 下記ホームページ最下部の「メールでのお問い合わせはこちら」
をクリック。

※ 本書に記載されている内容及び別ファイルの統計表（エクセル）については、

山口県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/15333.html>

山口県の工業

